

院外処方箋の問い合わせに係るプロトコル合意書（変更）

香川県立中央病院と一般社団法人香川県薬剤師会は、院外処方箋（麻薬、抗悪性腫瘍剤を除く）に関わる薬剤師法第 23 条、第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないよう、十分に説明の上、同意を得てから行うものとする。なお、合意内容の変更については必要時協議を行うこととする。

記

1. 以下に該当するものについて電話による問い合わせを不要とする。詳細は別紙「院外処方箋の問い合わせに係るプロトコル」を参照。

〈問い合わせ不要項目〉

①成分が同一の先発医薬品銘柄変更	先発品→先発品への変更調剤
②成分が同一の内用剤の剤形変更	錠剤⇔口腔内崩壊錠、錠剤⇔カプセル剤、散剤⇔ドライシロップ剤など
③別規格製剤がある内用剤の規格変更	例：5mg 1回 2錠→10mg 1回 1錠など
④軟膏など外用剤の規格変更	例：軟膏 5g 2本→10g 1本など 合計処方量が変わらない場合のみ
⑤処方日数の適正化（短縮）	連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合 ● 「1日おきに服用」「週1回 ○曜に使用」などと指示された薬剤 ● 添付文書に記載のある週1回、あるいは月1回製剤
⑥消炎鎮痛外用貼付剤の剤形変更	パップ剤⇔テープ剤の変更 成分や枚数が変わらない場合のみ
⑦一包化調剤	「患者希望」あるいは「アドヒアランスの向上のため」に限る

2. プロトコル適用後、保険薬局は変更内容を「疑義照会連絡票」（別紙）に記入し、FAXにて報告する。
宛先：087-802-1346（香川県立中央病院薬剤部 DI室）
3. 即時性は低いが、処方医への情報提供が望ましい場合は、「服薬情報提供書（トレーシングレポート）」に記入し、FAXにて報告する。
宛先：087-802-1346（香川県立中央病院薬剤部 DI室）
4. 銘柄名処方及び一般名処方を後発品に変更した場合の FAXによる処方医への情報提供は不要とする。

2022年 8月 17日

香川県高松市朝日町1丁目2-1

香川県立中央病院院長

高口 浩一



香川県高松市亀岡町9-20

一般社団法人 香川県薬剤師会会長

久間 一徳

